

リサイクル関連の情報提供、普及啓発、市場環境整備に関する事後評価書

作成年月：平成 17 年 6 月
決裁者：政 策 調 整 官 伊藤 仁
作成者：リサイクル推進課長 井内 摂男

本事後評価書は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「平成 16 年度経済産業省事後評価実施計画」に従って行われた「リサイクル関連の情報提供、普及啓発、市場環境整備」に関する事後評価について、同法第 10 条第 1 項の規定に基づき作成したものである。

1. 施策の目的

<設定目的>

- リサイクル等循環型社会関連の情報提供や普及啓発（人材育成・教育を含む）、市場環境整備を実施し、循環型社会構築に向けて、事業者や国民の取組を促進するとともに、廃棄物の発生抑制、部品等の再利用、原料等としての再利用による循環型社会の構築に資する調査を実施する体制を整備する。
- 具体的な目標として、平成 11 年 9 月にダイオキシン対策関係閣僚会議において策定された廃棄物の削減目標（発生抑制目標及びリサイクル目標等）を達成し、平成 22 年度までに一般廃棄物及び産業廃棄物のリサイクル比率を高めることにより、平成 8 年度に比して最終処分量の半減を目指す。

【参考】発生抑制目標及びリサイクル目標等（平成 11 年 9 月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定事項）

	（平成 8 年度）	（平成 22 年度）
○ 一般廃棄物の減量化		
排出量予測	（ 53 百万トン → 51 百万トン）	
再生利用（リサイクル）量を 10 % から 24 % に増加	（ 5.5 百万トン → 12 百万トン）	
最終処分量を半分に削減	（ 13 百万トン → 6.5 百万トン）	
○ 産業廃棄物の減量化		
排出量予測	（ 426 百万トン → 480 百万トン）	
再生利用（リサイクル）量を 42 % から 48 % に増加	（ 181 百万トン → 232 百万トン）	
最終処分量を半分に削減	（ 60 百万トン → 31 百万トン）	

<目的は達成されたか>

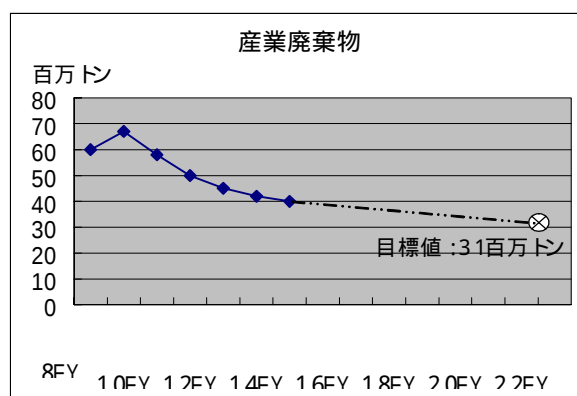
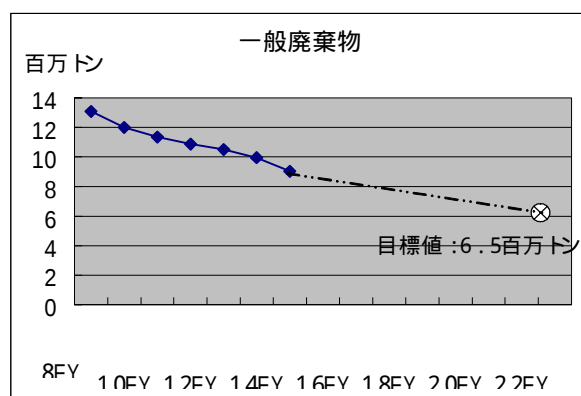
具体的な目標値である廃棄物の最終処分量の推移は、次の表に示すとおり。

最終処分量の推移（単位：百万トン）

	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
一般廃棄物	13.09	12.01	11.35	10.87	10.51	9.95	9.03
産業廃棄物	60	67	58	50	45	42	40

廃棄物の最終処分量は、産業廃棄物において平成 9 年に増加した例外を除き、順調に減少しており、目標値（平成 22 年度の最終処分量 一般廃棄物：6.5 百万トン、産業廃棄物：3.1 百万トン）の達成可能な水準で推移しており、目的である循環型社会構築に向けて、事

業者や国民の取組を促進するための情報提供、普及啓発や市場環境整備の実施、更には、循環型社会構築に資する調査実施体制の整備は適正に行われていると判断される。



2. 施策の必要性

< 背景 >

我が国は、日常生活や経済活動が有限で枯渇性の資源に依存するという資源制約に直面する一方、廃棄物の発生量は年間約4.4億トンのぼり、廃棄物処理場の残余年数も、一般廃棄物については13.1年、産業廃棄物については4.5年（平成14年度末現在）と逼迫した状況にあるという環境制約に直面しており、今後これらが経済活動への過大な制約となりかねない。

これらの課題を克服し、21世紀に向けて良好な環境の維持と持続的な経済成長を両立させるためには、現在の経済システムの基調を成す大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから、環境制約や資源制約への対応を産業活動や経済活動のあらゆる面にビルトインした「循環型社会」を構築することが急務となっている。具体的には、廃棄物の発生抑制（リデュース＝Reduce）、製品や部品の再使用（リユース＝Reuse）、原材料としての再利用（リサイクル＝Recycle）が必要であり、いわゆる「3R（スリーアール）」を総合的に推進することが必要。

< 必要性 >

- ・ 循環型社会の構築の推進に当たっては、国、地方公共団体、事業者、消費者等の関係者の適切な役割分担の下に、生産・流通・消費等の各段階の実態を踏まえた個別分野毎の3Rシステムの構築、情報の提供及び人材育成・循環教育が必要である。
- ・ 循環型社会を構成する分野毎の3Rに関する事業の実態把握、課題抽出等の調査を行う等の事業環境を整備する取組は、その成果が受益者を特定できず、社会全体の資源の有効な利用、環境の保全、最終処分場の逼迫問題の解決に資するものであることから、公共財供給の性格を有し公益性が存在するため、行政の関与が必要である。
- ・ 国民全般に対する循環型社会関連の情報提供は、その成果が受益者を特定できず、社会全体の資源の有効な利用、環境の保全、最終処分場の逼迫問題の解決に資するものであることから、公共財供給の性格を有し公益性が存在するため、行政の関与が必要である。
- ・ 循環型社会の担い手である民間事業者に対する人材育成や、循環社会形成の担い手で

ある地域市民に対する教育も同様に、公益性が存在するため行政の関与が必要である。
 < 閣議決定等上位の政策決定 >

このような観点から、平成 12 年の国会で成立した循環型社会形成推進基本法の第 27 条において「循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」、同法第 29 条において「調査の実施」が規定されており、循環型社会の構築に関する広報活動の充実を図ること及び調査等の事業環境整備の実施は国の責務とされているところ。

3. 施策の概要、目標達成度

(1) 施策全体

目標達成度；

< 目標 > 平成 11 年 9 月にダイオキシン対策関係閣僚会議において策定された廃棄物の削減目標（発生抑制目標及びリサイクル目標等）を達成し、平成 22 年度までに一般廃棄物及び産業廃棄物のリサイクル比率を高めることにより、平成 8 年度に比して最終処分量の半減を目指す。

< 達成状況 > 最終処分量の推移

（単位：百万ト）

	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
一般廃棄物	13.09	12.01	11.35	10.87	10.51	9.95	9.03
産業廃棄物	60	67	58	50	45	42	40

目標達成時期； 平成 22 年度

目標達成状況に影響した外部要因など考慮すべき事項；

各種リサイクル関連法令等の改正などに伴う事業者、消費者等に対する最終情報の伝達等（この目標は、本施策のみで達成される性格のものではないことに留意が必要）

【 施策の事業構成 】

事業名	開始					終了
〔評価時期〕						H22
(1) 循環ネットワーク整備事業（委託事業）	H15		○	○	○	H19
(2) 環境ビジネス人材教育・循環ビジネス アドバイザー派遣事業（委託事業）	H15		○	○	○	H19
(3) 中小企業環境・安全等対応情報提供事業（補助事業）	H12	○	○	○	○	H17
(4) 自動車リサイクル促進普及情報提供事業（委託事業）	H 1	○	○	○	○	H18
(5) 循環型製品システム市場化開発調査（委託事業）	H 3	○	○	○	○	H22
(6) 特定家庭用機器等再商品化関係事業（委託事業）	H11	○	○	○	○	-

注）事業計画をベースに作成したもので、現時点における予定。『●』は実施予定であるもの、『○』は継続して実施する可能性のあるもの。

以下、個別の事業について説明する。

(2) 循環ネットワーク整備事業（予算：委託事業） 担当課：リサイクル推進課

説明；循環先進企業が技術開発、製品開発を実施し、当該情報の発信が促されるシステ

ム企画の検討を実施するとともに、３Ｒ関連法について更なる理解促進や企業・自治体等の取組促進を図るため、電子情報システム・パンフレット・冊子・ポスター等を活用して、対象者を意識した情報提供を行う。

事業実施主体；民間団体等

主な対象者；事業者、消費者等

目標達成度（結果、効果）

（ア）ホームページに対する総合的な満足度（ＳＡ）

	HP改修前		HP改修後	
	件数	%	件数	%
非常に満足	71	5.7	102	7.7
まあ満足	714	57.3	877	66.4
あまり満足ではない	424	34.0	308	23.3
全く満足ではない	37	3.0	33	2.5
	1,246	100.0	1,320	100.0

（イ）パンフレットに対する総合的な満足度（ＳＡ）

	「循環社会と３Ｒ」 及び「循環型社会を つくるための法律」		「容器と包装編」	
	件数	%	件数	%
非常に満足	136	10.3	182	13.8
まあ満足	920	69.7	898	68.0
あまり満足ではない	236	17.9	211	16.0
全く理解できなかった	28	2.1	29	2.2
	1,320	100.0	1,320	100.0

（ウ）リーフレットに対する内容の理解度（ＳＡ）

	件数	%
よく理解できた	213	17.1
まあ理解できた	810	65.0
あまり理解できなかった	185	14.8
全く理解できなかった	38	3.0
	1,246	100.0

目標達成時期；平成１６年度（事後評価時期：平成１７年度）

目標達成状況に影響した外部要因など考慮すべき事項； -

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	総予算額 (平成15年度)	総執行額 (平成15年度)	17年度以降継続
平成15年度	平成19年度	80,000[千円]	73,816[千円]	なし
予算費目名 < 一般会計 > (項) 経済産業本省(大事項) 産業公害対策等に必要な経費 (中事項) 省資源・再資源化政策推進(目) 環境問題対策調査等委託費				

(3) 循環ビジネス人材教育・循環ビジネスアドバイザー派遣事業(予算：委託事業)

担当課：リサイクル推進課

説明；

- 1) ビジネス人材；環境報告書・環境会計の作成・導入、ゼロエミッションの推進など、企業等の循環ビジネスへの取組や普及活動を支援するため、企業内人材、企業・研究機関の退職者などを対象に、各分野についての専門的知識を習得するための研修会を開催するとともに、各分野の専門家をアドバイザーとして登録し、中小企業等に対し派遣する。
- 2) 地域3R支援；一般市民を対象に、容器包装や家電等の環境・リサイクル関連法に対する認識の定着を図り、循環型社会構築に向けて、社会的連携の必要性に対する認識を高めるため、地域や地域内企業の人材を活用し、研修会等の開催を通じて、地域指導者のサポート並びにその育成を図る。また、地域における3R推進に向け、市民、指導者、企業の連携が一層深まるよう、連携の状況等について調査し、今後の効果的な支援の方向性について検討する。

事業実施主体；中小企業・民間団体等

主な対象者；民間団体・地域・市民等

目標達成度(結果、効果)；

- 1) ビジネス人材；研修会回数(H15：22回) 研修会参加者数(H15：1,898人) アドバイザーの登録人数、アドバイザーの派遣日数、アンケート実施による理解度把握(理解度：適当76.5%、講演評価：知見を深めた70.9%、翌年度以降受講希望：あり93.3%)等。
- 2) 地域3R支援；3R指導者研修会開催(H15：1回、75名参加) 3R指導者活動実績アンケート(実施あり24%、実施なし74%、未回答2%) 3R教師研修会及び事業所見学開催(H15：1回、105名参加) 総合的な学習時間における3R学習実施実績及び今後の実施希望アンケート(実施あり19%、実施なし41%、未回答40%・今後実施希望56%、未回答44%) 3R体験学習教材開発(H15：容器包装体験教材20セット、PC体験教材2セット) 3R講師派遣プログラム登録人数(H13～15：160名) 3R体験事業所登録件数(H13～15：600箇所)

目標達成時期；平成19年度(中間評価時期：平成17年度、事後評価時期：平成20年度)

目標達成状況に影響した外部要因など考慮すべき事項； -

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	総予算額 (平成15年度)	総執行額 (平成15年度)	17年度以降継続
平成15年度	平成19年度	71,893[千円]	65,903[千円]	あり
予算費目名 < 一般会計 > (項) 経済産業本省(大事項) 産業公害対策等に必要経費 (中事項) 省資源・再資源化政策推進(目) 環境問題対策調査等委託費				

- (4) 中小企業環境・安全等対応情報提供事業(予算:補助事業) 担当課:経営支援課
- 説明; 環境・安全等の課題に関して中小企業者が必要とする情報について、独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成16年7月から。平成16年6月までは中小企業総合事業団。以下同じ。)が、自ら設置する相談窓口や都道府県等中小企業支援センターで開催する講習会等(独立行政法人中小企業基盤整備機構から講師を派遣)を活用して中小企業者に提供する。また、中小企業者の経営に環境管理会計手法等を用いた、環境配慮型経営システムの普及による、製品・サービス等の競争力強化と併せて、事業活動により発生する環境への負荷を軽減させることに資するための事業を行う。
- 事業実施主体; 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 主な対象者; 中小企業者等
- 目標達成度(結果、効果);
- 事後アンケート等による講習会出席者等の認識度(平成14年度)
- 講習会の内容に関する評価: 規制法等に対する認識
- 「高まった87.7%」「高まらなかった5.7%」「無回答等6.6%」
- 講習会参加者の意見: 「規制法の内容を具体的に理解できた」
- 「今後の対応手順が大変参考になった」等の意見が多数寄せられている。

(参考) 講習会開催数、講習会参加者数、相談件数

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
講習会開催回数	183回	282回	271回	240回
講習会参加者数	約13,000人	約25,900人	約21,000人	約21,000人
相談件数	約2,150件	約2,560件	約2,830件	2,634件

都道府県等中小企業支援センターからは、リサイクル関連の講習会の開催希望が多数出されている状況。(平成12年度3類型支援センターブロック会議等) また、中小企業者からは、平成12年度に実施した講習会時のアンケートの中でISO14000等の取得方法等に関する情報提供の希望が多数出されている。

目標達成時期; 平成17年度 (事後評価時期; 平成21年度)

目標達成状況に影響した外部要因など考慮すべき事項； -

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	総予算額 (平成12年度～15年度)	総執行額 (平成12年度～15年度)	17年度以降継続
平成12年度	平成17年度	1,209,035[千円]	955,131[千円]	あり
予算費目名 < 一般会計 > (項) 中小企業対策費(大事項) 中小企業総合事業団の事業運営に必要な経費 (目) 中小企業総合事業団補助金(うち 中小企業環境・安全等対応情報提供事業)				

- (5) 自動車リサイクル促進普及情報提供事業(予算：委託事業) 担当課：自動車課
 説明；平成14年7月に成立した自動車リサイクル法は、平成17年1月1日からの本格施行に向けて準備を進めているところ。本事業は、リサイクル料金を原則新車販売時(既に販売済みの自動車については制度施行後最初の車検時まで)に負担する自動車所有者、及び登録・許可を得て各種の行為義務を果たす多種多様かつ多数の関連事業者に対して、自動車リサイクル法の意義、仕組み、運用等を様々な媒体を用いて十分に普及・広報することにより、使用済自動車の適正な流通及びリサイクルの実施を実現するもの。具体的には、自動車所有者向けのチラシ等の作成・配布、各都道府県における関連事業者向け説明会の開催等を行う。

事業実施主体；国

主な対象者；自動車ユーザー、自動車関連事業者等

目標達成度(結果、効果)；本事業の対象となる自動車リサイクル法の本格施行は平成17年1月1日であるため、中間報告としての目標達成度の評価は行わない。

- ・一般の消費者はなかなか疑問を出しにくいいため、説明会(質疑応答も含めて)開催希望が出されている。(H13年：審議会委員)
- ・47都道府県での説明会を開催など関係事業者への十分な周知が必要との指摘がされている。(H13年：事業者ヒアリング意見/パブリックコメント意見等)
- ・また、「環境保全には費用がかかることを行政が周知徹底すべき」「一般ユーザーへの周知徹底期間を設けて施行すべき」等の意見も出されている。(H13年：パブリックコメント意見)
- ・各種全国説明会において、数多くの関係事業者から一般ユーザーに対する普及広報を、「一般ユーザーが完全に理解するまで徹底していただきたい」と強い要望等を受けている。
- ・「今後とも関係事業者への説明会の開催をし、関係事業者への普及・広報を徹底してほしい」旨の発言あり(H16年：リサイクルシステム推進議員懇談会)

目標達成時期； 未定 (事後評価時期；平成18年度)

目標達成状況に影響した外部要因など考慮すべき事項； -

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	総予算額 (平成14～15年度)	総執行額 (平成14～15年度)	17年度以降継続
平成14年度	平成18年度	68,769[千円]	63,225[千円]	あり
予算費目名 < 一般会計 > (項) 製造産業対策費 (大) 高度技術集約型産業等の研究開発に必要な経費 (中) 高度技術集約型産業等研究調査 (小) 高度技術集約型産業動向調査 (積算内訳) 自動車リサイクル促進普及情報提供事業				

- (6) 循環型製品・システム市場化開発調査 (予算：委託事業) 担当課：リサイクル推進課
 説明；使用済み製品や廃棄物をリサイクルして新たな用途に用いられる製品について試作品の製造を行い、性能試験、安全性試験、市場調査等を実施するとともに、試作品の普及を図るため、展示会等を実施する。

事業実施主体；民間団体等

主な対象者；民間企業等

目標達成度 (結果、効果)；

事業成果についてフォローアップ調査を実施した結果は次のとおり。

	平成10年度調査 (平成8～9年度)	平成13年度調査 (平成10～12年度)	平成16年度調査 (平成13～15年度)
採択件数	19件	23件	21件
実用化(*)件数	14件	19件	17件
実用化率	74%	83%	81%

(*)実用化；実用化された、または実用化に向けて継続的な努力がなされている製品等への実用化率 (実用化件数 / 採択件数)

目標達成時期；平成17年度 (中間評価時期；平成16年度)

目標達成状況に影響した外部要因など考慮すべき事項； -

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	総予算額 (平成3～15年度)	総執行額 (平成3～15年度)	17年度以降継続
平成3年度	平成22年度	1,178,860[千円]	944,613[千円]	なし
予算費目名 < 一般会計 > (項) 経済産業本省 (大事項) 産業公害対策等に必要な経費 (中事項) 省資源・再資源化政策推進 (目) 環境問題対策調査等委託費				

- (7) 特定家庭用機器等再商品化関係事業 (予算：委託事業) 担当課：情報通信機器課
 説明；

A. 特定家庭用機器等再商品化促進制度施行

家電リサイクル法、資源有効利用促進法を施行していく上で、不可欠な調査事業を実施。

B．特定家庭用機器等再商品化促進普及啓発

家電リサイクル法、パソコン及び二次電池リサイクル、事務機器のリユース並びに家電製品のリサイクル及びリデュースの普及啓発事業を実施。

C．特定家庭用機器等再商品化情報提供

家電リサイクル法、パソコン及び二次電池リサイクル、事務機器のリユース並びに家電製品のリサイクル及びリデュースの情報提供事業を実施。

D．特定家庭用機器等再商品化調査

処理システムの問題点の把握等家電リサイクル法制度に関する必要な調査事業を実施。

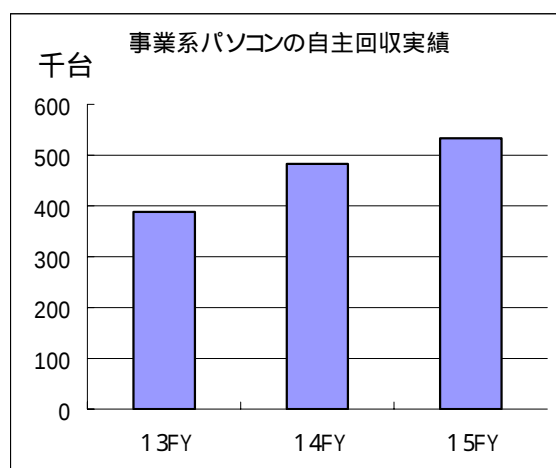
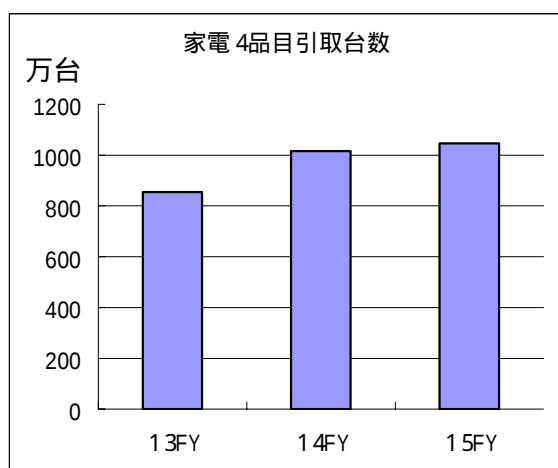
事業実施主体；民間団体等

主な対象者；消費者等

目標達成度（結果、効果）；

< 目標 > 家電リサイクル法、資源有効利用促進法の円滑な施行確保、制度の定着等

< 達成状況 > 回収台数、再商品化実績等



目標達成時期； - （中間・事後評価時期：未定）

家電リサイクル法では、附則第3条に施行後5年を経過した際に、施行の状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることと規定されている。

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項；

中古品としての輸出台数等

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	総予算額 (平成11～15年度)	総執行額 (平成11～15年度)	17年度以降継続
平成11年度	-	327,493[千円]	304,803[千円]	あり
予算費目名<一般会計> (項) 経済産業本省、経済産業局(大事項) 産業公害対策等に必要な経費 (中事項) 特定家庭用機器等再商品化関係事業(目) 環境問題対策調査等委託費				

4. 有効性、効率性等の評価

(1) 循環ネットワーク整備事業

手段の適正性；大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから循環型経済システムへの転換を円滑に進めていくためには、循環型経済システムの担い手である消費者と民間事業者とがそれぞれの役割を果たすことが重要であるが、従来、消費者向けの環境配慮製品に関する情報（一般市民への循環教育支援）、循環ビジネスの担い手である民間事業者（特に中小企業等）への先導的事例や環境経営への情報提供が不足している。

循環型経済システムの構築を速やかに進めていくためには、国自らが速やかにかつ公平な立場で、これらの情報提供を行う仕組みを構築することが重要である。また、パンフレット・ポスターの作成・配付を行うことは、事業者や消費者への周知に大きく役立つものである。

効果とコストとの関係に関する分析（効率性）；本事業は、このような情報提供事業に対して民間事業者単独では、システム構築に係る費用負担が難しいことから、国が自ら実施するものである。こうしたシステムを一度構築することで、多数の消費者による環境配慮製品の購入や一般市民への循環教育の促進、多くの中小企業を中心とする民間事業者の循環ビジネスへの参入や環境経営への取組が促進され、その効果は多大なものと想定される。また、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法における制度等（3Rの重要性、関係者の役割、処理費用の負担等）の周知が図られることにより、消費者の適正な分別排出の定着や、容器包装に係る事業者の適正な費用支払い等容器包装等の適切なりサイクル・処理が担保されることとなる。

適切な受益者負担；本事業は、循環型経済システムへの転換を早急に進めるために、消費者への情報提供、一般市民への循環教育や民間事業者の循環ビジネス・環境経営への取組を支援するためのものであり、民間事業者や消費者等に負担を強いることなく、国が必要な費用を負担するもの。また、法施行を円滑に実施するための情報提供の側面もあり、国が経費を負担することは適切である。

資源有効利用促進法第8条において、「国は、教育活動、広報活動等を通じて、再生資源の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない」と規定している。また、容器包装リサイクル法の国会成立時における衆議院附帯決議においては本法が十分な効果を上げるよう啓発普及に努めることとされている。

(2) 循環ビジネス人材教育・循環ビジネスアドバイザー派遣事業

手段の適正性；大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから循環型経済システムへの転換を円滑に進めていくためには、循環型経済システムの担い手となる、民間主体による「循環ビジネス」の創出、発展が重要であり、企業、NPO等の循環ビジネスへの取組や普及活動を支援するため、人材の育成、専門家による適切なアドバイスは必要不可欠である。

特に、中小企業、NPO等がこうした取組を実施するには、人材・資金等で困難な面が多いこと、また事業の実施に際しては各分野に知見を有する団体により事業を一括し

て実施することが効率的であることから、これらに対して国が積極的に対処することが重要である。

効果とコストとの関係に関する分析（効率性）； 本事業は、全国規模での循環ビジネスの取組を支援することが可能である。また、地域における循環型経済システムの担い手となる一般市民に対して循環型教育を実施することは、地域に密着した循環型社会の構築において多大な効果が期待されるものである。

適切な受益者負担； 循環ビジネス関連については、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから循環型経済システムへの転換を円滑に進めていくためには、循環型経済システムの担い手となる、民間主体による「循環ビジネス」の創出、発展が重要であるが、循環ビジネスが直接収益に結びつかない場合や初期投資が多面で短期的に収益に結びつかない場合など、国として積極的に支援する必要があること、また本事業は不特定多数の企業、NPO等を対象に実施するものであることから、受益者負担を求めることは適切でない。

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会循環ビジネスワーキンググループにおいて、循環ビジネスの創出、環境経営の促進のための支援の必要性が提言されている。また、第147会通常国会において資源有効利用促進法が成立した時の衆議院付帯決議では、環境に関する国民への啓発等を総合的・体系的に推進するための措置を講ずるべきとされている。

（３）中小企業環境・安全等対応情報提供事業

手段の適正性； 地球温暖化や循環型社会の形成等、環境・安全等に係る問題は、近年急速に顕在化しており、また、それらに対する規制等の変化も著しく、企業の経営判断の上での重点項目となっているため、特に国の施策（法規制）に中小企業者が適切に対応するための情報提供が必要であり、更に、環境に配慮した経営の導入促進をし、社会全体の環境負荷の低減と経営合理化による製品・サービス等の競争力強化を図ることも重要であることから、中小企業施策の実施機関としてのノウハウを活用できる独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、情報を提供するのに必要な経費を補助する。また、実施テーマが多数あるため、各テーマごとに知見を有する団体による情報提供をツールとするよりも、独立行政法人中小企業基盤整備機構で一括して事業を実施する方が効率的であり全国的規模での情報提供の効果が期待できる。

なお、実施テーマについては毎年度行政処分や社会的な動向を踏まえて、スクラップアンドビルドを行っている。

効果とコストとの関係に関する分析； 本事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が有する専門家人材を活用した窓口相談及び講師の派遣により情報提供を行うものであり、民間人材が不足する都道府県の中小企業者に対しても偏りなく、全国的規模の情報提供ができる。

適切な受益者負担； 本事業は、不特定多数の中小企業者に対して情報提供するのに係る経費を補助するものであり、事業者への受益者負担を求めることは適切でない。

(4) 自動車リサイクル促進普及情報提供事業

手段の適正性；47都道府県での全国説明会を実施する際には、業界団体に所属していない事業者も含め多数の関係事業者や周辺地域の自動車ユーザーに直接対面で自動車リサイクル法の意義、仕組み等を説明すること（一度に複数の参加者に対して）ができるとともに、質疑対応が可能である。併せて、都道府県担当者との情報共有及び意見交換もでき、その結果、漏れの無い周知徹底及び制度の円滑かつ確実な実施を効率的に担保することが可能となる。また、チラシ、ポスター等の作成・配付を行うことにより、自動車販売店、地方公共団体、陸運支局、自動車関連の施設における配付、掲示が可能となり、自動車ユーザー及び関係事業者への周知に大きく役立つ。

効果とコストとの関係に関する分析（効率性）；自動車リサイクル法の本格施行に伴い導入される新たな制度（リサイクル料金の負担、関係事業者の役割、等）の周知が図られることにより、約7000万台を越える自動車のユーザーに対してリサイクル料金の支払いを促し、円滑な費用徴収等が図られることにより、使用済自動車の適切なりサイクル・処理が担保される。

具体的には、仮に自動車1台当たりの処理費用を1.5万円（仮定）とした場合、本事業の実施により $7000\text{万台} \times 1.5\text{万円（仮定）} = \text{約}1.0\text{兆円}$ の資金が支払われることとなることから、本事業の実施による費用対効果は優れていると言える。

加えて、本事業の実施により、自動車リサイクルシステムを機能させる上で不可欠な使用済自動車のリサイクル事業者の参画を図ることにより、着実な費用徴収ともあいまって、使用済自動車の適切なりサイクル・処理の実施が確保されることとなる。

（コスト） 約100百万円（16年度予算額）

（効果） 1,050,000百万円 + 資源有効利用・環境負荷低減

適切な受益者負担；本事業は法施行を円滑に実施するための事業であり、国が経費を負担するもの。従って、受益者負担の観点からも適切である。

(5) 循環型製品・システム市場化開発調査

手段の適正性；循環型社会を構成するリサイクルシステムを構築するに当たっては、単に製品の回収及びリサイクル段階でのシステム手当をすれば良いのではなく、リサイクルされた製品が市場で利用されることにより、リサイクルの環が完結することが必要である。当該取組の成果は特定の事業者にとどまらず、広く循環型社会全体の構築に資するものであることから公益性が存在する。リサイクル製品の開発や用途拡大はバージン材による製品と比して価格面での競争条件が厳しい場合が多く、市場に任せておくだけでは十分な取組が期待できない。また、開発された当該リサイクル製品に関する情報を公的なものとし、多くの企業等に広く周知することが可能となる。

さらに、グリーン購入法の完全施行に伴い、国自らが本事業で開発調査した製品をグリーン購入法の対象とすることなど、本事業とグリーン購入法とが一体となって、従来以上の重要な拡大を図っていくことが期待される。

効果とコストとの関係に関する分析（効率性）；製品・業種等を特定せず、使用済み製品や廃棄物を市場化するために開発調査し、その成果を広く周知することにより、循環型社会形成に向けて貢献が期待される。

適切な受益者負担；本事業は、廃棄物等の市場化を促進するための事業であることから、事業者への受益者負担を求めることは適切ではない。

産業構造審議会環境部会第7回廃棄物・リサイクル小委員会（H14.12）において議決された、「今後取り組むべき3R対策の重点課題」の5．では、「製品に含まれる資源の有用性や処理困難性など質的な観点から必要性の高い製品について、設計・製造段階での3R配慮や、自主的回収・リサイクルなどの取組を求めることが必要」とされている。（同第8回廃棄物リサイクル小委員会（H15.9）においても同趣旨の内容が議論されているところ。）また、平成12年の資源有効利用促進法改正時における国会附帯決議の3．において「各種製品及び業種の指定に当たっては、技術的・経済的に可能との要件を弾力的に運用し、可能な限り広範に行う」こととされている。また、同4．において、「民間能力を最大限に活用しつつ事業者の廃棄物・リサイクル対策への一層の取組みを促す観点から、資源の有効利用に関する技術開発、施設整備等に対する支援等につとめること」とされている。更に、同5．において、「リサイクル製品の新規用途の開発により、リサイクル製品の市場拡大を支援するよう努めること。」とされている。

（6）特定家庭用機器等再商品化関係事業

手段の適正性；家電リサイクル法第7条に国としての責務が規定されており、その責務を果たすためには、予算措置が適切。

効果とコストとの関係に関する分析（効率性）；リサイクル制度の円滑な施行を図っていく上で、消費者、小売業者、自治体、製造業者等の同制度に対しての理解、協力を得ることが非常に重要である。

家電リサイクル法の回収台数と事業系パソコンの回収台数について見ると、年々増加しており、これは、本事業により、リサイクル制度の関係者への理解が進み、制度が定着しつつあるものと考えられ、本事業による効果は大きい。

適切な受益者負担；本事業は、家電リサイクル法及び資源有効利用促進法の施行を円滑に実施するため、不可欠な調査、消費者等への普及啓発、製造業者等への情報提供を実施する事業であり、国が経費を負担することは適切である。

家電リサイクル法第7条第3項において、「国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない」と規定している。また、小売業者向け説明会や消費者に一番近い存在である自治体から、家電リサイクル等制度の定着を図るため、パンフレット等を作成し、普及啓発事業や情報提供事業を通じて、調査事業結果も盛り込みながら、国としての責務を引き続き果たして欲しいとの意見があった。

5 . 評価結果を踏まえた今後の改善策等

< 課題 >

- ・ 廃棄物を削減し、最終処分量の目標値（平成 22 年度の最終処分量 一般廃棄物：6.5 百万トン、産業廃棄物：3.1 百万トン）を着実に達成するためには、リサイクル対策のみならずリデュース・リユース対策も統合した 3 R 政策の重要性を、事業者、生活者自治体などの関係者が理解し、それぞれの役割を適切に果たしていくことが必須であり、そのための基礎となる 3 R に関する情報提供をより効率的に行うことが引き続き重要。
- ・ また、目標値の着実な達成のためには、廃棄物を最終処分地における埋め立て以外の手段による処理、すなわち、リデュース・リユース・リサイクルが可能となる品目・業種を確実に増やしていくことが重要であり、このためには、排出量の多い品目・業種や処理困難物を中心に、個々の品目・業種に最適な 3 R システム構築促進のための基礎調査を推進することが重要。

< 今後の改善策 >

- ・ 3 R に関する情報提供を効率的に実施するためには、対象品目、対象者をより絞り込んだ上で、双方向型の情報発信を目指すことが重要。具体的には、欧州における環境配慮設計関連規制の完全施行を目前に控えその影響度が大であることから、国内におけるサプライチェーン全体を視野に入れた環境配慮設計・製造及び配慮製品の市場拡大のルール・システムの構築や、適正な処理・リサイクルを一層促進するための廃棄物・リサイクルガバナンスなどに関し、より特化した情報提供を目指す。
- ・ 3 R システム構築促進のためには、国、地方公共団体、事業者、消費者等の関係者の適切な役割分担の下、生産・流通・消費等の各段階の実態を踏まえ、リデュース・リユース・リサイクルを可能とする個々の品目・業種に最適な 3 R システムの構築を進めることが、引き続き重要であり、このための可能性調査事業を実施する。また、昨今の経済のボータレス化を踏まえれば、適切な資源循環システムの構築にあたっては、国内にとどまらず、経済発展著しいアジア諸国内での 3 R も視野においた調査検討も実施すべき。

< 次回レビュー時期 >

平成 19 年度